
フィリピンの日本人戦犯の記録について

— 横山静雄元中将資料を中心に —

永井 均

広島市立大学広島平和研究所教授

はじめに

横山静雄元陸軍中将（1890年12月1日～1961年1月6日）は福岡の人である。軍人畑を歩み、太平洋戦争末期の1944年7月、それまでの駐屯地である寒い満州（中国東北部）から常夏のフィリピンへの任地異動を命じられた。同年8月下旬、横山元中将は空路でマニラに降り立ち、1945年初旬には第8師団を基幹に編成された第41軍の司令官としてルソン島南部を所管した。しかし、日本は戦争に敗れ、元中将は戦犯容疑者として身柄を拘束され、1948年11月にフィリピンの戦犯法廷で訴追されてしまう。大戦中、南部ルソンで起きた、日本軍による住民虐殺の責任を問われたのであった。元中将は1949年5月に死刑判決を宣告され、マニラ郊外のモンテンルパにあるニュービリビッド刑務所で服役した。だが、死刑を執行されることなく、1953年7月にフィリピン大統領の恩赦によって終身刑に減刑され、日本への帰国を許される。東京の巣鴨刑務所で約半年服役した後、同年12月末の大統領恩赦により釈放された。

立命館大学国際平和ミュージアムには、この横山元中将の旧蔵資料が保管されている。横山裁判やモンテンルパでの服役生活にまつわる膨大な一次資料であり、フィリピンの日本人戦犯の私文書として異彩を放っている。ただ、横山資料は従来ほとんど注目されておらず、また横山元中将に関する伝記はなく、その事績も知られていない。そこで、本稿では、

横山元中将の経歴や戦犯訴追の状況を紹介しつつ、横山資料の概要と資料的価値を論じ、併せて今後の実証研究に向けた展望を示してみたい。

1. フィリピン BC 級戦犯裁判

(1) 処罰の目的と体制

横山資料の検討に入る前に、同資料が残される契機となった、フィリピン政府の戦犯裁判計画を概観しておこう。

1946年7月に米国から独立した新生国家フィリピンが、日本人戦犯の裁判——戦争中の残虐行為（ハーグ条約やジュネーヴ条約の違反行為）の責任者を裁いた、いわゆる BC 級戦犯裁判——を開始したのは47年8月のことであった。「マレーの虎」の異名を持つ山下奉文元大将の裁判で知られるように、フィリピンでの日本兵の残虐事案の処罰は当初、宗主国（米国）の手で進められた。米軍マニラ裁判は1945年10月開廷の山下裁判を皮切りに、フィリピン独立後の47年4月まで実施された。この1年半に97の裁判が開かれ、215名の被告が起訴、判決結果は死刑92名、終身刑39名、有期刑66名、無罪20名であった¹⁾。

フィリピン独立後も米軍がマニラで戦犯処罰を続けることへの法的疑義などから、米軍はフィリピン側に裁判権の移管を打診し（当時、300名超の容疑者がいた）、フィリピン政府がこれを受け入れた

ことで1947年に新生国家による戦犯裁判が実現する²⁾。この間、フィリピンは日本の戦争指導者、いわゆるA級戦犯を裁いた東京裁判(1946年5月～48年11月)にも、裁判官と検察官を派遣していた³⁾。1947年7月29日、初代大統領マヌエル・ロハスが大統領令第68号に署名し、戦犯裁判計画を所管する国立戦争犯罪局が設置され、同時に裁判規程も定められた。戦争犯罪人として訴追された者は、フィリピン大統領、またはその授権の下に招集された軍事委員会の裁判に付されることになった。

裁判権の移管当時、現地では反日感情が渦巻き、「裁判など不必要」といった風潮もあったが⁴⁾、フィリピン政府は、復讐や報復ではなく、国際法の諸原則に準拠して公正な裁判を追求する方針を示した⁵⁾。戦犯裁判計画の責任者である軍法務総監フレッド・カストロ少佐がラジオで語ったように、日本人戦犯を訴追し、裁くことはフィリピン国民にとって挑戦であり、その訴追は、公平性と正義に対するフィリピン人の度量を測る試金石だった。カストロ少佐は言う。公平さと正義を保つことは容易ではないが、「我々が、法の適正手続きの権利や我々に保障されている権利を持つ同じ人間として日本人戦犯を扱うことで、この任務は達成される⁶⁾」。

カストロ少佐が語ったように、フィリピン当局は法の適正手続きを重んじた。日本人被告には弁護人によって弁護を受ける権利が保障されたし、通訳も付けられた。後述のように、裁判書類は日本語に翻訳の上、被告に手交された⁷⁾。ただ、当時のフィリピン国民の激しい反日感情に鑑みると、戦犯を弁護するフィリピン人弁護士の確保は至難と考えられ、それゆえフィリピンでの弁護士資格の欠如など国内法上の障害があっても、日本人弁護士に弁護に当たらせることが窮余の策と見なされた⁸⁾。実際、10名余りの日本人弁護士(および同数の通訳)がマニラに派遣され、戦犯の弁護を始めた。だが、不幸なことに、1947年8月に裁判が開始されてから3カ月後の同年11月、日本人弁護士とフィリピン人検事の間で暴力沙汰が起き、日本人弁護団は本国に送還されてしまう。代わって弁護を任されたのがフィリピン国軍の法務将校であった。彼らは「任務とし

て」戦犯の弁護を始めたが、すぐにフィリピン国民からの激しい批判にさらされ、「売国奴」や「対日協力者」といったレッテルを貼られた。フィリピン人弁護人は同胞から非難を受けながら、これを耐え忍んで日本人戦犯の弁護を完遂した⁹⁾。

(2) 裁判の展開と結果

フィリピン当局が実施した対日戦犯裁判は1947年8月1日に始まり、最後の判決が出る49年12月28日まで続けられた。法廷はマニラ中心部のアロセロス通り沿いに位置し、タフト通りのフィリピン師範学校の裏手にあった。この軍事法廷で2年半の間に73の裁判が開かれ、151名の被告が裁かれた¹⁰⁾(朝鮮人、台湾人の被告はいない)。被告の約80%が陸軍将兵で、軍司令官から一等兵まで含まれていた。その他の被告は海軍将兵と通訳など民間人であった。裁判には、わずか2日で判決に至るケースがあれば(多くの場合、被告が罪状認否で有罪を認め、直ちに有罪判決を宣告)、被告が10名以上の集団裁判のように7カ月を要するものもあり、公判期間は様ではなかった。起訴内容はフィリピンの民間人に対する残虐行為が多数を占め、特に殺人事案が多く、虐待と強姦がこれに続いた¹¹⁾。

裁判を類型化すれば、(a) 捕虜の虐待や民間人の大量虐殺について指揮官責任を問われた高級将校のケース、(b) 拷問や殺害を行った憲兵隊のケース、(c) 民間人の大量殺害、あるいはゲリラ討伐戦におけるゲリラ容疑者の殺害に直接関与した下級兵士のケース、(d) 事件や被告をめぐりフィリピン国民の

起訴件数		73
被告総数		151
判決	死刑	79
	絞首刑	71
	銃殺刑	8
	終身刑	31
	有期刑	27
	判決不承認	1
無罪		13

表1 フィリピンBC級戦犯裁判の原判決

出典: Guillermo S. Santos, "Report on the War Crimes Program of the Philippines," p. 27. より作成

注目を集めたケースなどがあった¹²⁾。特色あるケースには、戦争中、対日協力を拒んで日本軍に処刑された最高裁判所長官ホセ・アバド・サントスの殺害事件や、戦後、ミンダナオ島で起きた人肉食事件を扱った裁判が含まれる¹³⁾。本稿が扱う横山元中將は、最初のカテゴリーの住民虐殺等をめぐる指揮官責任を問われたのであった。

判決結果（表1）にある通り、被告の91%が有罪を宣告され、無罪は9%にとどまった。被告の半数以上（52%）に死刑が言い渡された。フィリピン以外の対日戦犯裁判実施国（米英中仏蘭豪の6カ国）の裁判での死刑率22%に比しても¹⁴⁾、フィリピン裁判の峻厳さは際立っていた。厳罰理由を根拠をもって示すことは難しい。ただ、訴追の中心は殺人や強姦など重大犯罪であり、フィリピン国民の加罰感情も作用して、厳罰化が進んだとも考えられる。

2. 横山元中將の略歴と裁判

(1) 経歴

ところで、本稿が焦点を当てる横山静雄元中將とは、どのような人物なのだろうか。

横山元中將は明治23年、1890年の12月1日に福岡県で生まれた。温良円満なる人格で、人々から厚い信頼と尊敬を集めた人だったという¹⁵⁾。幼少期を福岡で過ごし、名門中学の伝習館で学んだ後、1910年12月に陸軍士官学校に進学。1912年5月に士官学校を卒業後（第24期）、同年12月に少尉、15年に中尉、22年に大尉と、順調に昇進していった。この間、シベリア出兵にも従軍した。1922年12月に陸軍大学校に進学して25年11月にこれを卒業（第37期）、歩兵第24連隊の中隊長の地位に就いた。1928年3月に少佐に昇進し、参謀本部（鉄道班）に配属された。翌年12月には朝鮮軍司令部付となり、1932年4月に中佐に昇進、再び参謀本部員となってヨーロッパ視察に参加した。その後、1935年3月に関東軍鉄道線区司令部に勤務するなど、鉄道畑を歩んだ。翌年8月に大佐に昇進。



写真1 横山静雄元中將

出典：横山静雄資料0006035、立命館大学国際平和ミュージアム蔵

1937年12月に関東軍司令部付、38年3月には歩兵第2連隊長（第1軍第41師団歩兵第27旅団）となり、河北戡定作戦などに出動した。

1939年3月、少将に昇進。第2野戦鉄道司令部（北支那方面軍）の司令官となり、翌40年10月には関東軍野戦鉄道司令部の司令官に任じられた。1941年10月に中將に昇進し、太平洋戦争が開戦して半年後の42年6月、満州守備の中樞を担う第8師団（通称名は杉兵团）の師団長に就任し、東安省の鶏寧に駐屯した。

戦争末期の1944年7月、第8師団は満州からフィリピン行きを命じられ、翌月より現地に向かう。横山中將は8月22日に飛行機でマニラに上陸した。途中、故郷である福岡の雁ノ巣飛行場を経由した際、妻の美佐世と短い再会を果たせたことは幸いだった¹⁶⁾。フィリピンに赴任した横山中將は、第8師団を率いてルソン島のマニラ南方地区（バタンガスとラグナ）の守備に就いた。だが、同年10月、米軍がレイテ島に上陸するなど戦況が日本に不利に傾く中、米軍のルソン侵攻が近いと見た第14方面軍（尚武集団）の司令官・山下奉文大將は、同年

12月下旬に方面軍司令部をルソン北部に移し、12月27日に「尚武集団命令」を発令、第8師団を中心にマニラ東方地区を防衛する第41軍（振武集団）の新設を決定する。山下大将はさらに1945年1月2日、横山中将（振武集団長）に対して方面軍命令を発し、「振武集団をもって南部呂宋、特にマニラ東方拠点を占領して来攻する米軍を迎撃」することを命じた。かくして、同年1月初旬、横山中将は第41軍の司令官として同集団の指揮権を発動する¹⁷⁾。しかし、1月9日に米軍がリングエン湾に上陸し、ルソン島攻略作戦を展開すると、振武集団は防戦と撤退を余儀なくされ、その過程で餓死者を含む多くの死者を出した。横山中将の試算によれば、部下の戦死は60,000人、戦病死（マラリア、栄養失調死）が15,000人、不明（大部分は餓死と推定）が13,000人と見られるなど、振武集団の末路は悲惨を極めた¹⁸⁾。

1945年8月14日、日本政府がポツダム宣言を受諾し、9月2日に連合国の代表との間で降伏文書に署名して日本は正式に降伏する。フィリピンでは、第14方面軍司令官の山下大将が9月3日に米軍との降伏文書に署名し、方面軍の作戦任務の解除を命じた。それを受け、横山中将も9月8日にマニラ東方リサール州のワワで米軍第38師団に投降し、降伏文書に署名した。その後、横山はニュービリビッド刑務所で一時身柄を拘束され、9月20日に山下大将と一緒に米軍将校による尋問を受けた。横山中将はほどなく（9月25日）マニラ南方のカンルーバンの米軍収容所に収容され、そこでも尋問された。1947年6月にカンルーバン収容所が閉鎖されるに伴って、横山は他の戦犯容疑者と共にマンダルーヨンの米軍憲兵隊駐屯地に身柄を移された。

(2) 横山裁判と判決

前述のように、1947年8月からフィリピン軍による戦犯裁判が開始された。同胞たちに相次いで有罪判決と極刑が宣告されていく中、1948年9月には横山静雄元中将对する起訴状が発せられる。実のところ、横山元中將はこれより先、米軍の軍事法廷で裁かれる可能性があった。終戦直後、米軍の訴

追対象になっていたからだ。1946年1月の米軍の捜査記録によれば、マニラ周辺地域での日本軍の残虐事件について、横山元中將に責任があるとして、起訴が検討されていた¹⁹⁾。だが、結局、米軍による起訴は見送られ、その約2年半後にフィリピン軍が横山を訴追したのであった。

1948年9月15日、横山元中將に対する起訴状が発行された。起訴状の原本は英文であるため、小見川洋、島田保政の両通訳の手で直ちに日本語に翻訳され、「被告の権利」を記した日本語の冊子と一緒に横山元中將に手渡された²⁰⁾。

その約1カ月後、10月28日にフィリピン大統領の指示でラウロ・ヘルナンデス大佐ら5名が横山裁判の裁判官に指名される。そして、11月8日、月曜日の午前10時に戦犯法廷第1法廷で横山裁判が開廷した。開廷時の判事団はヘルナンデス大佐を裁判長とする5名、検察団はコンソラドール・パラッド大尉ら4名、弁護団はペラヨ・ペレス中尉ら3名であり、これに加えてロサリオ・ロダス、中村康二ら3名の法廷通訳とアデライダ・サモラら3名の速記者が公判を支えた²¹⁾。小見川通訳も横山元中將の個人通訳として裁判に同席した。

起訴状によれば、横山元中將に対する罪状は次のようであった。

元日本帝国陸軍中將であり、司令官だった横山静雄は、アメリカ合衆国とその連合国、およびフィリピンを含む諸属領と日本との間に戦争状態が存在した当時、以下の日時と場所において、不正かつ不法にも指揮下の日本軍の作戦行動を統御すべき司令官としての任務を無視し、怠り、非武装、非戦闘たる市民に対して残虐行為、その他の重罪を犯すこと、並びに軍事的正当性なく公私財産を焼却し、破壊することを指示し、許容し、もって戦争の法規、慣例に違反した²²⁾。

横山元中將は、戦争の法規、慣例違反に対する指揮官（司令官）責任を問われたのである。起訴状には、日本軍将兵による58件の残虐事件が起訴項目に列挙されており²³⁾、そこに記された犠牲者の合計は3万名を超えた。各事件の起訴項目番号、

1	ラグナ州	ロスバニョス	2月1日～4月10日	30	マニラ市	エルミタ	2月10日
2	ラグナ州	ロスバニョス	1月28日	31	マニラ市	エルミタ	2月10日
3	ラグナ州	カランバ	2月12日	32	マニラ市	パコ	2月10日
4	ラグナ州	サンパブロ	2月24日	33	マニラ市	パコ	2月10日
5	バタンガス州	タナワン	2月10日～23日	34	マニラ市	カンザス街	2月10日
6	バタンガス州	タール	2月18日	35	マニラ市	ドイックラブ	2月10日
7	バタンガス州	クエンカ	2月3日～3月20日	36	マニラ市	ドイックラブ	2月10日
8	バタンガス州	サンホセ	2月20日	37	マニラ市	イサアック・ペラル通り	2月11日
9	バタンガス州	パウアン	2月28日	38	マニラ市	シンガロン	2月12日
10	バタンガス州	パウアン	2月28日	39	マニラ市	シンガロン	2月12日
11	バタンガス州	ロサリオ	3月18日	40	マニラ市	デ・ラサール大学	2月7日～14日
12	バタンガス州	リバ	2月15日～3月12日	41	マニラ市	デ・ラサール大学	2月7日～14日
13	バタンガス州	サント・トマス	2月16日～3月19日	42	マニラ市	ベイビューホテル	2月9日～17日
14	リサール州	マンダルーヨン	2月6日～8日	43	マニラ市	イサアック・ペラル通り	2月17日
15	リサール州	パサイ	2月11日	44	マニラ市	イサアック・ペラル通り	2月17日
16	リサール州	パサイ	2月12日	45	マニラ市	イントラムロス	2月20日
17	リサール州	パサイ	2月12日	46	マニラ市	イントラムロス	2月20日
18	リサール州	モンテンルパ	2月2日～4日	47	マニラ市	サン・オーガスチン教会	2月6日～22日
19	マニラ市	トンド	2月3日	48	マニラ市	サン・オーガスチン教会	2月6日～22日
20	マニラ市	トンド	2月3日	49	マニラ市	サンチャゴ要塞	2月6日～23日
21	マニラ市	シンガロン	2月7日	50	マニラ市	フィリピン総合病院	1月1日～2月17日
22	マニラ市	パコ	2月7日	51	マニラ市	フィリピン総合病院	2月10日
23	マニラ市	タフト通り	2月13日	52	マニラ市	フィリピン赤十字社本社	2月10日
24	マニラ市	タフト通り	2月13日	53	マニラ市	フィリピン赤十字社本社	2月10日
25	マニラ市	イントラムロス	2月8日	54	マニラ市	マラテ	2月8日
26	マニラ市	イントラムロス	2月17日	55	マニラ市	マニラ大聖堂	2月5日～7日
27	マニラ市	マラテ	2月7日～10日	56	マニラ市	タフト通り	2月13日
28	マニラ市	マラテ	2月9日	57	マニラ市	パンダカン	2月7日～10日
29	マニラ市	サン・マルセリーノ教会	2月10日	58	マニラ市	パンダカン	2月7日～8日

表2 横山裁判の訴因事件の発生地域と時期（1945年）

出典：横山裁判の起訴状（LS Papers, GHQ/SCAP Records, LS-03795, 国立国会図書館憲政資料室所蔵）より作成

および発生地域と時期は表2の通り。残虐事件には、米軍のルソン島上陸後の1945年1月から3月にかけて首都マニラと近郊のラグナ州、リサール州、バタンガス州の4つの地域で発生した残虐事件が取り上げられていた。その約7割がマニラ市街戦（1945年2月3日～3月3日）の最中に起きた事件だ²⁴⁾。

被害者数については、フィリピン・ヘラルド紙の編集者ピラル・カンポスの殺害（1945年2月13日、マニラ市タフト通り、起訴項目24）のように被害者が1名のケースが若干ある一方で、バタンガス州リバにおける約1万名の虐殺（同年2月15日～3月12日、起訴項目12）、マニラ市イントラムロスのサン・オーガスチン教会での約6,000名の虐殺（同年2月6日～22日、起訴項目47）、同じくイントラムロスにあった憲兵隊司令部、サンチャゴ要塞とその周辺での約4,000名の虐殺（同年2

月6日～23日、起訴項目49）、バタンガス州タールにおける約2,000名の虐殺（45年2月18日、起訴項目6）など、1万名、数千名規模の民間人の虐殺事件が散見される。被害者はフィリピン人だけでなく、アメリカ人や中国人をも含んでいた。起訴事案には、殺害や強姦、拷問などの虐待のほか、公共、民間の建造物や病院、教会、学校の破壊、放火などが含まれていた。

1948年11月8日、横山裁判が開廷する。冒頭の罪状認否手続きにおいて横山元中將は「無罪」を主張し、11月22日から検察側による立証が始まった。フィリピン軍の戦犯法廷で裁かれた初めての高級将官だったこと²⁵⁾、起訴状の中に当時の国家元首エルピディオ・キリノ大統領の家族が殺害された事案（起訴項目54）や、戦前に最高裁判事を務めたアントニオ・ビリャリアル、アナクレト・ディアス両判事の殺害事案（それぞれ起訴項目16、30）

などが含まれていたこともあって、フィリピン国内で注目を集めた²⁶⁾。1949年3月1日には弁護側の立証に移り、その後、5月10日の弁護側による最終弁論、翌11日の検察側による最終論告を経て、5月23日の月曜日、午前9時から戦犯法廷第1法廷において判決公判が開かれた。エリアス・ジョキノ裁判長（ヘルナンデス大佐の辞任を受け、1949年1月、裁判長に就任）ら判事団は、起訴項目で指摘された58件の事件の存在を認定した。また、横山元中將が残虐行為を命じたことについては、証拠不十分として検察の主張を退けた。その一方で、元中將が残虐行為を抑止する努力を怠り、これを許容したとして、指揮官としての責任を認定し、結論として有罪を宣告、死刑（銃殺刑）を言い渡した²⁷⁾。

ここに6カ月に及ぶ異例の長期裁判は極刑の宣告をもって終結した。この間、公判期日は60日近くを数え、公判記録も1397頁という長大なものとなった。

3. 横山資料の概要

(1) 資料の全体像

横山元中將は自伝等のまとまった回想録を残していない²⁸⁾。それゆえ、彼の戦争経験をたどることはおよそ容易ではない。その意味で、横山資料は元中將の伝記研究に資するだろうし、高級将官が見たフィリピン戦、近現代日本の戦争を考えるための素材ともなるであろう。

横山資料は合計513点からなる膨大な資料だ²⁹⁾。終戦後、早期復員の道を断たれ、フィリピン軍の戦犯法廷で訴追されて死刑宣告を受けるも、ニュービッド刑務所での服役生活を生き延び、キノ大統領による恩赦（1953年7月4日付）で死刑執行を免れて日本に帰国したために残された数奇な資料群である。帰国時に、これだけ多くの書類をあえて持ち帰った横山元中將の深い思い、執念を感じるとともに、フィリピン当局がかかる大量の所持品の持ち帰りを許したことにも驚きを禁じえない。資料のほとんどは戦後に書かれており、大別すると表3

のようになる。

横山資料で中心的な位置を占めるのは裁判の関係資料だ。横山裁判の起訴状（ミュージアム収蔵資料番号0005598、以下、横山資料0005598、資料0005598などと略記）をはじめ、起訴項目を整理した「加害行為一覧表」、判決文、公判速記録（一部）などとともに（資料0005796、0005599、0005773）、横山元中將が自ら記した「裁判記録」（資料0005600）がある。公判内容をペンで紙に書き込んだ同「裁判記録」は、表紙に「裁判記録（日々筆記せし日本文）血の結晶〔晶〕横山静雄」と記されている。通訳を介して、公判審理の状況を聞き漏らすまいと集中する元中將の当時の姿が目に浮かぶようだ。また、裁判対策の準備のための書類も数多い。横山元中將の戦時中の日誌を基に作成した「振武集団日誌」や「杉兵団（1944）、振武集団（1945）ノ行動概要」（資料0005663、0005788）、元中將の応答項目要旨（資料0005661、0005778、0005789）、訴追の争点が重なる山下元大將、藤重正従元少將の米軍マニラ裁判に関する覚書（資料0005797）、第41軍（振武集団）の高級参謀、小林修治郎元大佐や作戦参謀だった石川頼夫元中佐の宣誓口供書の写し（資料0005763、0005785、0005761）などはその一例である。

横山資料の白眉といえば、何ととっても獄中日記だろう。前出「裁判記録」も横山元中將が異国の裁きに対峙した日々の記録だが（その意味では日記と見なすこともできる）、これら獄中日記は死刑囚として刑の執行を見すえ、人生の最期を意識しながら

1	横山裁判の関係資料
2	獄中日記
3	書簡類
4	助命嘆願書類
5	名簿類
6	獄中芸誌
7	新聞・雑誌記事
8	写真・地図類
9	獄中蔵書
10	その他

表3 横山静雄資料の概要

収蔵資料番号	資料表題	期間
0005990	「冬・春（歌日記）」	1950年12月26日～51年6月5日
0005991	「夏（歌日記）」	1951年6月7日～8月31日
0005992	「秋（歌日記）」	1951年9月1日～10月31日
0005993	「歌日記」	1951年11月1日～12月31日
0005995	「歌日記」	1952年1月1日～4月30日
0005996	「日記」	1952年5月1日～8月31日
0005986	「日記」	1952年9月1日～11月12日
0005997	「入院記録・日記」	1952年9月25日～53年8月30日
0005989	「獄中日記（歌集）」	—

表4 横山静雄日記

出典：横山静雄資料、立命館大学国際平和ミュージアム蔵

綴ったものだ。残された日記は1950年12月末から53年8月末までの約3年分である。ただし、それ以前の時期、すなわち投降前後から戦犯訴追の時期に詠んだ歌も含めて後年に編集した短歌集「獄中日記（歌集）」（横山資料0005989）もある。最後の自編の短歌集も併せれば、横山資料中の日記は9冊ということになるだろう（表4）。ちなみに、獄中とはニュービリビッド刑務所を指す。前述のように、当初、マンダルーヨンの米軍敷地内に収監・拘置されていた日本人戦犯は1948年12月以降、身柄をフィリピン司法省所管のニュービリビッド刑務所に移され、帰国までここで服役した。同刑務所はリサール州モンテルパ町（現在はマニラ首都圏モンテルパ市）にあるフィリピン最大の国立刑務所で、所内には刑務局長邸も置かれていた。日本人戦犯は刑務所内の収監区域こそ別だが、フィリピン人受刑者といわば同居生活を送った。日本の家族を含

め、戦犯関係者は、その刑務所をいつしか「モンテルパ」や「問天」と呼ぶようになった³⁰⁾。

横山元中將が家族や親族、部下や友人、知人との間で交わした膨大な数の書簡（草稿を含む）も、戦犯死刑囚を取り巻く環境や心の内を知る上で重要だ。1949年11月の裁判以降、53年7月の恩赦による帰国までのものがほとんどである。これらの書簡類は目録（収蔵資料データベース）上の資料件名だけで160件以上あり、横山資料全体の約3割を占めている。当時の郵便事情や海外に航空便を出すという手間を考えても、これだけの数の手紙が往来した事実に、元中將の人柄が偲ばれる。妻美佐世と娘の美知子の愛情に満ちた手紙など、主に家族との往復書簡（約90通）を集めた「書簡綴り」（横山資料0005802）、ピオ・デュラン、フェリスベルト・ベラノの両下院議員や大統領府の国家情報調整局長A・G・ガブリエル大佐など、横山元中將と交



写真2 横山静雄日記

出典：横山静雄資料、立命館大学国際平和ミュージアム蔵



写真3 ニュービリビッド刑務所

出典：宮本正二氏蔵

流のあったフィリピン要人とやりとりした書簡の綴り（資料0005818）、さらには歌手の渡辺はま子——1952年12月25日にモンテンプルの刑務所を訪れ、日本人戦犯を慰問した³¹⁾——との往復書簡（資料0005693、0005697）などは特に興味深い。

助命嘆願書の草稿や写しも残っている。横山元中将がキリノ大統領宛に記した嘆願書や、フィリピン国軍の再審査委員会³²⁾に提出する弁明書の草稿がある一方（横山資料0005610～0005611、0005771）、美佐世夫人をはじめ、第41軍元参謀長・角健之元少将や同参謀副長・浅野憲一郎元大佐ら部下が書いた助命嘆願書の写しも複数ある（資料0005723、0005867、0005868）。これらの嘆願書を有効に機能させるべく、減刑・釈放実現への体制や方途を図解した「(特赦運動) 配置関連用の図」(資料0005958)も、助命運動の日本側戦略を知る上で参考になろう。

横山資料には様々な名簿類も含まれている。横山部隊関係の戦死者名簿（横山資料0006017～0006022）や横山裁判の証人関係住所録（資料0005737）、横山元中将の助命運動の支援者名簿（資料0005639）はその一例だ。また、慰問に訪れた人、元中将に手紙を送った人の住所や来訪日等のメモ（「旧軍関係・親戚・知人・知己住所録」資料0006007）、服役中に知遇を得た日比両当局の住所録（資料0006008）もあり、戦犯支援の人脈を理解する際に有用である。

戦犯受刑者の文芸誌も興味深い資料だ。異国の獄にあって、彼らは様々な工夫を凝らして服役生活を豊かにしようとした。家族や友人に手紙を書き、信仰を深め、あるいは囲碁や将棋に興じる一方、野球やバスケットボールをして汗を流した³³⁾。モンテンプルの獄窓文化を彩ったのが和歌や俳句などであり、『虜囚』（横山資料0006110）はその作品集だ。この作品集は、戦犯の有志がそれぞれの作品を寄稿した獄中文芸誌の『独房』2冊（1950年8月、同12月）と『虜囚』11冊（1950年10月～52年7月）を合本したもので、帰国後の1958年に発行された。死刑囚である「我々の今の人生は何時終るとも予見出来ない」から、「成るべく多くの事を今の

内に」書き残しておきたい³⁴⁾。横山元中将はこのような気持ちを抱いて短歌を詠み、「静海」や「古池」などのペンネームで作品を寄せた。ちなみに、合本版の『虜囚』の序文は教誨師の加賀尾秀忍が執筆した。同教誨師は真言宗の僧侶で、日本政府によってフィリピンに派遣され、モンテンプルで日本人戦犯と苦楽を共にして、彼らの精神的支柱となった人物だ。1949年11月にマニラに到着し、50年3月末の任期満了後も、フィリピン当局の特別な計らいでニュービリビッド刑務所内に留まり、戦犯受刑者が恩赦で帰国する53年7月まで彼らと寝食を共にした³⁵⁾。

横山資料の中には、新聞や雑誌記事の切り抜きも20点近くある。「死刑戦犯に集る手紙 モンテンプルの人々へ」（『朝日新聞』1952年3月25日付）、あるいは横山元中将の長女・美知子が父宛にメッセージを録音する姿を報じた「テープに初吹込み モンテンプルのお父さま」（『毎日新聞』1953年1月24日付夕刊）（横山資料0006065、0006075）など日本の新聞だけでなく³⁶⁾、横山裁判を報じるフィリピンの英字紙——キリノ大統領の家族殺害事件をめぐる検察側証人の証言に関する『マニラ・タイムズ』紙の記事³⁷⁾ほか——の切り抜き（資料0005745）も含まれる。また、未帰還兵や戦犯の現況に関する日本赤十字社の新聞『愛の光』の第21号（1951年3月1日、資料0006000）も今日、一般に入手困難ゆえ、貴重だろう。さらに、掲載誌や発行日は不明ながら、長女・美知子の「もう一度お



写真4 獄中での集合写真

出典：代田和信氏蔵



写真5 フィリピン刑務局長邸にて（1953年3月9日）
出典：横山静雄資料 0006032、立命館大学国際平和ミュージアム蔵

父様に・・・」（資料0006068）は、娘が見た父親像や、戦争で唯一の兄（英雄）を戦争で失い、父不在の日本で母と娘が苦勞し、懊悩しながら生きている姿が読み取れる。

写真や地図も横山資料に含まれている。ニュービッド刑務所内での写真には、集合写真（横山資料0006033、0006036）をはじめ、刑務所内の加賀尾教誨師の部屋に安置された大聖観世音の前で撮影された横山元中將の個人写真（資料0006035）、ヘルシンキ五輪水泳男子の銀メダリスト橋爪四郎らの慰問時（1953年3月9日、刑務局長邸のプールで水泳を披露）、同じ死刑囚の佐久間啓治元憲兵曹長と撮った一枚³⁸⁾（資料0006032）などがある。また、1953年7月22日に白山丸で日本に帰国した



写真7 巣鴨移送時の横山元中將（1953年7月22日）
出典：横山静雄資料 0006025、立命館大学国際平和ミュージアム蔵



写真6 横浜港に到着した白山丸（1953年7月22日）
出典：横山静雄資料 0006029、立命館大学国際平和ミュージアム蔵

直後の横浜港の様子（資料0006027～0006031）、横浜港から移送車両で服役先の巣鴨刑務所に向かう瞬間を捉えた写真もある（資料0006025～0006026）。このほか、マニラ周辺をはじめ、ルソン島、フィリピン全土の地図も収められている（資料0006087、0006085、0006056など）。

横山資料には獄中蔵書もある。一般書はブレーズ・パスカルの『パンセ』上巻（津田穰訳、新潮文庫、1952年）だけで（横山資料0006096）、多くは「観音経」や「一般仏教講義」（資料0006107、0006109）など仏教関係だ。横山元中將は仏教徒で、加賀尾教誨師に師事した。このほか、クリスマスカード（東京世田谷区の松原小学校の6年生より、資料0006053）や富士山の絵葉書（資料0006046）などの慰問品、押し花（資料0005877、0006064）、1953年7月の帰国時の挨拶文（資料0005807、0005977）がある。

(2) 横山資料の位置づけ

以上のような横山静雄資料は、フィリピンBC級戦犯裁判に関わる一次資料の中で、どのような位置づけが与えられるだろうか。強調すべきは、同資料のように、戦犯受刑者が日本に持ち帰った私文書に接する機会はそうあるものではない、ということだ。個人蔵の資料は多くの場合、世代交代の過程で散逸したり、非公開だったりするからである。しかも、戦犯裁判の原資料は基本的に裁判を主催した国が所蔵し、管理するのが通例だ。フィリピン・ケースで

は、フィリピンと旧宗主国の米国が裁判記録を保管している。それでは、日本国内でアクセスできる資料はないのか。現実には、日本にも関連資料が存在する。

まず、国立国会図書館（東京・永田町）の憲政資料室には、フィリピン軍の戦犯裁判の原資料（英文）がマイクロフィッシュで公開されており、最初に注目すべき資料群である。これらは米国立公文書館所蔵の連合軍総司令部（GHQ）文書（Records of General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers, GHQ/SCAP）の法務局文書に含まれているものだ。GHQ 法務局は米軍マニラ裁判を所管した部署であり、マニラに支部を置いてフィリピン政府の戦犯裁判計画を支援したから、裁判記録の提供を受けたのだろう。これら GHQ 文書は 1980 年代後半頃から憲政資料室で公開され始めた。GHQ 法務局文書の中には、横山元中將に関する資料——裁判の公判速記録（部分）や尋問調書、手記³⁹⁾、戦争捕虜記録など——も含まれている⁴⁰⁾。

国立公文書館（東京・竹橋）もフィリピン裁判の記録を保管する。同記録は 1960 年代に日本法務省がフィリピン政府の厚意でフィリピン国立公文書館所蔵の原資料（公判速記録）をマイクロフィルムに撮影して持ち帰り⁴¹⁾、法務省内で保管された後、2000 年代に入って法務省から国立公文書館に移管され、公開の運びとなったものである。移管されたのは上記の公判速記録に加え、元戦犯や弁護人、通訳の旧蔵文書や関係者への聴取記録などで、研究上、貴重な情報源となっている。これら法務省移管文書（「平 11 法務」シリーズ）には、横山裁判の公判速記録や小見川通訳から寄贈を受けたと見られる資料も含まれる⁴²⁾。

このほか、外務省外交史料館（東京・麻布台）では、1998 年の外交記録公開で「軍事裁判関係」の記録が公開され、戦犯裁判や減刑・釈放案件をめぐる日本側（外務省）の対応など、重要な外交文書（フィリピンのケースを含む）が数多く含まれており⁴³⁾、またアジア経済研究所図書館（千葉・幕張）が所蔵する裁判当時の現地英字紙『マニラ・ブレティン』（マイクロフィルム）は、横山裁判をはじ

めとするフィリピン BC 級戦犯裁判の報道ぶりや世論動向を探る上で手がかりとなる。

以上のような政府・省庁系の資料館が所蔵する戦犯関係資料は、裁判をめぐる基本文書として重要である。ただ、これらの資料は、裁かれた個人を取り巻く環境や本人の心の内面をビビッドに伝えるものでは必ずしもない。その意味で、横山資料は戦犯被告となった当事者の体験と省察を生きた言葉で記録した私文書として貴重だ⁴⁴⁾。加えて、時期的なまとまりと体系性を兼ね備え、一般にも公開されている点でも稀有な個人文書ということができよう。

おわりに

さて、横山元中將らフィリピンの戦犯死刑囚は、前述のようにキリノ大統領による恩赦で終身刑に減刑され、日本に帰国し、巣鴨刑務所で服役した。その約 5 カ月後の 1953 年 12 月 28 日、キリノ大統領が再び恩赦令に署名したことで、元中將は同月 30 日に巣鴨から釈放される⁴⁵⁾。そして、その 7 年後、1961 年 1 月 6 日に横山元中將は肝硬変のため、波乱に満ちた 70 年の生涯を閉じた⁴⁶⁾。

横山元中將が残した資料で何を語りうるのか。最後に、横山資料によって拓かれる研究展望を指摘して結びに代えたい。同資料の読み解き方は、もとより分析の視点によって多様であろう。例えば、元中將の公判メモからは、公判速記録と併せ読むことでフィリピン軍の戦犯裁判の態様が看取できるし、『虜囚』などの短歌を通して、日本人戦犯の服役生活や文化活動、個々人の心中を垣間見ることができる。家族や友人、知人などと交わした書簡や名簿に記されたメモは、戦犯受刑者の境遇や戦犯支援の内実を映し出す鏡となろう。さらに、横山元中將の獄中日記は、彼の戦争観や戦犯裁判観、死生観など、旧軍兵士の心の軌跡をたどる一助となるに違いない。このように、横山資料は日本人戦犯の歴史経験、より広く捉えれば戦中・戦後の日本の「戦争と平和」を考える素材として、多くの可能性を秘めているのである。

【注】

- 1) “Statistics of U.S. War Crimes Trials in All Theaters as of 30 September 1948,” Box 9, Entry 146, RG153, Records of the Office of the Judge Advocate General (Army), National Archives at College Park, MD, USA. 全被告数と裁判結果の被告総数に齟齬があるが、原文通りとした。同資料は林博史・関東学院大学教授より提供を受けた。記して謝意を表したい。
- 2) Elpidio Quirino to Paul V. McNutt, 12 March 1947, Legal Section (LS) Papers, GHQ/SCAP Records, microfiche, LS-10036 (国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 3) See Hitoshi Nagai, “Burdened by the ‘Shadow of War’: Justice Jaranilla and the Tokyo Trial” (Kerstin von Lingen ed., *Transcultural Justice at the Tokyo Tribunal: The Allied Struggle for Justice, 1946-48*, Leiden: Brill, 2018).
- 4) Carmen G. Cruz, “Justice, Not Retribution” (*The Evening News*, 9 August 1947), p. 7.
- 5) *Manila Bulletin*, 30 July 1947.
- 6) *The Manila Times*, 8 August 1947.
- 7) Executive Order No. 68, 29 July 1947 (Republic of the Philippines, *Official Gazette*, Vol. 43, No. 9, September 1947), pp. 3547-3553.
- 8) Minutes of the 67th meeting of the cabinet, 18 February 1947, General Miscellany, Series IV, Box 7, Manuel A. Roxas Papers, University Archives, University of the Philippines, Diliman, Quezon City, Philippines.
- 9) *Manila Bulletin*, 15 January 1948; Interview with Nina L. Roseta, 21 November 2012, Quezon City, Philippines. 永井均「手紙は時空を超えて—フィリピン BC 級戦犯裁判の裏面史」(『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第 17 巻第 2 号、広島市立大学広島平和研究所、2015 年 3 月) も参照。
- 10) Guillermo S. Santos, “Report on the War Crimes Program of the Philippines” (*Philippine Armed Forces Journal*, Vol. IV, No. 2, January -February 1951), p. 27.
- 11) 永井均『フィリピン BC 級戦犯裁判』講談社、2013 年、82～86 頁。
- 12) Ricardo T. Jose, “The Philippine War Crimes Trials, 1947-1949” (*Remembering World War II in the Philippines*, Vol. II, Manila: National Historical Institute, 2007), pp. 72-73.
- 13) 永井均「人生の海のあらしに—ある元軍医の終わらない戦争」(『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第 9 巻第 1 号、2006 年 7 月)、同「もう一つの日比関係史—ホセ・アバド・サントス家の戦争物語」(同前、第 19 巻第 4 号、2018 年 3 月) 参照。
- 14) 永井均『フィリピンと対日戦犯裁判 1945-1953 年』岩波書店、2010 年、222 頁。
- 15) 陸士第二十四期生会『追悼録』非売品、1962 年、366 頁。以下、経歴に関する叙述に際しては、主として山崎正男編『陸軍士官学校』(秋元書房、1969 年)、防衛庁防衛研修所戦史室『戦史叢書 捷号陸軍作戦 2 ルソン決戦』(朝雲新聞社、1972 年)、小川哲郎『振武集団戦記』(私家版、1973 年)、秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』(東京大学出版会、1991 年)、外山操・森松俊夫編『帝国陸軍編制総覧』第 2 巻(芙蓉書房出版、1993 年)、近現代史編纂会編『陸軍師団総覧』(新人物往来社、2000 年)、福川秀樹編『日本陸軍将官辞典』(芙蓉書房出版、2001 年)、“Basic Personal Record” (Yokoyama, Shizuo), LS Papers, LS-40140 などを参照した。
- 16) 横山美佐世「春は来たけれど」『日本週報』第 175 号、1951 年 4 月、23 頁。
- 17) 前掲『戦史叢書 捷号陸軍作戦 2』55～57、67～68 頁。
- 18) 同前、574 頁。
- 19) Prosecution Section (Frank E. Meek) to Investigation Section, 3 January 1946, LS Papers, LS-03795.
- 20) 横山静雄「裁判記録」(横山資料 0005600) 参照。
- 21) The Japanese War Crimes Trials Records, People of the Philippines vs. Shizuo Yokoyama, Vol. I, 8 November 1948, LS Papers, LS-03889.
- 22) The Charge Sheet, People of the Philippines vs. Shizuo Yokoyama, 15 September 1948, LS Papers, LS-03795. 「起訴状」(横山資料 0005598) も併せて参照。
- 23) Ibid.
- 24) マニラ市街戦は日米両軍の間で展開された地上戦で、激しい戦闘や日本軍の残虐行為などにより 10 万人とも言われる膨大な数の現地住民の生命が犠牲になったとされる。現在、マニラ市のイントラムロスにある「メモラーレ・マニラ 1945」記念碑(1995 年 2 月 18 日設置)には、文学者のニック・ホアキン氏による次のような碑文が刻まれている。「1945 年 2 月 3 日から 3 月 3 日にかけてマニラで繰り広げられた解放戦で命を落とした 10 万人を超える男女、子供、そして幼子ら一人ひとりのために、この碑を彼らの墓石とする」(永井均訳)。なお、2016 年 1 月 26 日、天皇后のフィリピン訪問の出発時、羽田空港にて天皇が「中でもマニラの市街戦においては、膨大な数に及ぶ無辜のフィリピン市民が犠牲になりました。私どもはこのことを常に心に置き、この度の訪問を果たしていきたいと思っています」と、マニラ戦に言及したことは記憶に新しい(「フィリピンご訪問ご出発に当たっての天皇陛下のおことば(東京国際空港)」<http://www.kunaicho.go.jp/okotoba/01/speech/speech-h28e-philippines.html> 参照)。
- 25) *The Manila Times*, 8 November 1948. 横山裁判の開廷後、第 14 軍司令官を務めた黒田重徳元陸軍中将の裁判(1948 年 12 月 13 日開廷)や比島航空隊司令だった古瀬貴季元海軍少将の裁判(49 年 3 月 21 日開廷)、元第 14 軍参謀副長兼軍政部長の林義秀元陸軍中将と元歩兵第 35 旅団(川口支隊)長の川口清健元陸軍少将の合同裁判(49 年 7 月 12 日開廷)など、高級将官に対する訴追が続いた。
- 26) *The Manila Times*, 11 September, 31 October, 9 November 1948, 10 February 1949.
- 27) Proceedings of the Yokoyama trial, 23 May 1949 (『BC 級(フィリピン裁判関係) マニラ裁判・第 44 号事件(1 名)』[平 11 法務 05331-100] 国立公文書館所蔵)。Also see *Manila Bulletin*, 24 May 1949.
- 28) 横山元中将が残した数少ない手記として、「モンテンルパ生

還の同胞を迎えて一その頃の獄窓生活を語る」(『宗教公論』第23巻第6号、1953年8月)、「比島攻防戦末期の死闘」(『丸』臨時増刊、1956年12月)、「振武集団マニラ東方拠点の死闘」(『丸』特集第9集、1958年10月)がある。また、1953年7月の恩赦で終身刑に減刑され、帰国した直後、横山元中中将が、服役先の巣鴨刑務所で行われた歌手・渡辺はま子を囲む座談会に出席し、発言した異色の記録(「渡辺はま子さんを囲んだ巣鴨座談会」『婦人倶楽部』第34巻第10号、1953年9月)もある。

- 29) 立命館大学国際平和ミュージアムの収蔵資料データベース(<http://peacedb.ritsumeai.ac.jp/archives/list/keyword>参照)による(本稿における資料番号も同データベース記載のものを用いる)。引用資料中の誤記については〔 〕で正した。なお、以下の叙述は、筆者が2003年3月から同年7月まで同ミュージアムで実施した横山資料の調査を基礎にしている。調査に際しては、安斎育郎館長(当時、現名誉館長)と職員(当時)の山辺昌彦氏にお世話になった。記してお礼を申し上げたい。
- 30) フィリピンの日本人戦犯の留守家族会が発行した冊子に『問天』がある。立命館大学国際平和ミュージアムは、第32号(1952年12月)や帰還特集号の第39号(1953年12月)など8冊を所蔵している(立命館大学図書館の蔵書検索システム https://runners.ritsumeai.ac.jp/opac/opac_search/?参照)。
- 31) 渡辺はま子はフィリピンの戦犯死刑囚の作詞・作曲になる「あゝモンテンパの夜は更けて」を歌った歌手として有名である。詳しくは、渡辺はま子『あゝ忘れられぬ胡弓の音—渡辺はま子フォト自叙伝』(戦誌刊行会、1983年)、新井恵美子『モンテンパの夜明け』(潮出版社、1996年)、および中田整一『モンテンパの夜はふけて—気骨の女・渡辺はま子の生涯』(日本放送出版協会、2004年)を参照。
- 32) 有罪判決については、フィリピン国軍に設置された再審査委員会が裁判記録等の関連書類の検討を行い、量刑の妥当性に関する報告書を作成して国軍参謀総長に提出する手順になっていた。有期刑については参謀総長の判断が最終決定となるが、死刑と終身刑の判決の場合は、参謀総長が量刑に関する勧告書と再審査委員会の報告書を刑の確認官(大統領)に提出し、最終判断を仰いだ。つまり、横山元中中将戦犯死刑囚の命運は、フィリピン大統領の手に握られていたのである(前掲、永井『フィリピンBC級戦犯裁判』120-121頁)。
- 33) 獄窓生活の一端については、同前、永井『フィリピンBC級戦犯裁判』95-152頁を参照。
- 34) 『虜囚』1952年2月号に「古池中有」の筆名で寄せた一文より(横山資料0006110の合本版『虜囚』135頁)。
- 35) 加賀尾教誨師については、前掲、永井『フィリピンBC級戦犯裁判』135-138頁も参照。同教誨師の回想録に、加賀尾秀忍『モンテンパに祈る—比島戦犯死刑囚と共に』(富士書苑、1953年)がある。
- 36) 戦犯裁判に関する日本の国内報道については、毎日新聞政治部編(内海愛子・永井均監修)『新聞史料にみる東京裁判・BC級裁判』全2巻(現代史料出版、2000年)も参照。
- 37) 「証人、キリノ家の虐殺を詳述(Witnesses Recount Quirino Massacre)」との見出しで報じた1949年2月12日付の『マ

ニラ・タイムズ』紙の記事を参照(*The Manila Times*, 12 February 1949, 横山資料0005745)。

- 38) 写真には、「3月9日 Director's Garden にて橋爪氏等が泳ひた日 後ろの人は佐久間氏」との横山元中中将による書き込みがある。
- 39) GHQ文書に含まれる横山元中中将の未公開手記(日本語原文)に、「陳述資料」(1948年10月頃の手記を50年2月頃、浅野憲一郎元大佐が編纂)、「杉兵団の行動概要」(1948年10月頃の手記を50年3月頃、浅野元大佐が編纂)がある(GHQ/FEC, Military History Section, "The Report of General MacArthur," microfiche, ROM-1035, 0864, 国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 40) 横山裁判の公判速記録はLS Papers, LS 30889-30968に収録されている。ただし、GHQ法務局文書が収録するのは1頁から1,210頁までで、1,211頁以後、判決の言い渡しと裁判終結の宣言を記した1,397頁までが欠落している。ちなみに、GHQ法務局文書の戦犯裁判資料は近年、ウェブで情報検索ができるようになったが(従来はプライバシーに配慮して館内での検索に限定)、現時点では被告など関係者のフルネームでの検索には制約が課されており、検索画面で当該人物の姓名のうち、姓を入力し、併せて名のイニシャルを入力して検索する手順を踏むことになっている(例えば、横山元中中将の場合は、「Yokoyama, S」のように)。検索に際しては、荒敬・内海愛子・林博史編『国立国会図書館所蔵 GHQ/SCAP文書目録』第11巻(蒼天社出版、2016年)も有用である。GHQ文書については、国立国会図書館憲政資料室の鈴木宏宗氏からご教示を得た。
- 41) 板垣修在フィリピン大使より大平正芳外務大臣宛公信、1963年5月21日。津田実法務大臣官房司法法制調査部長より新谷正夫法務大臣官房経理部長宛書簡、1964年1月8日(いずれも、『在マニラ戦争裁判記録取寄の経緯に関する資料綴』[平11法務06895-100]国立公文書館所蔵)。
- 42) 例えば、平11法務05331-100、平11法務07757-100～平11法務07759-100などに横山裁判の関連資料(公判速記録も含まれるが、部分的な欠落があり、完全なものではない)が収録されている。なお、法務省から移管された戦犯関係資料とその検索方法については、<http://www.archives.go.jp/guide/faq.html#Q23>を参照のこと。同関係資料については、国立公文書館の新井正紀氏からご教示を得た。大江洋代・金田敏昌「国立公文書館所蔵『戦争犯罪関係資料』の形成過程とBC級戦争裁判研究の可能性」(『歴史学研究』第930号、2015年4月)も併せて参照されたい。
- 43) 例えば、『本邦戦犯裁判関係雑件 外地における本邦人の軍事裁判関係 フィリピンの部』(外交記録D'1.3.0.2-5-2)や『講和条約発効後における本邦人戦犯取扱関係雑件 各国の態度並びに措置関係 フィリピンの部』(外交記録D'1.3.0.3-1-1)などがある。なお、2018年12月より、外交史料館所蔵資料の検索システムがインターネット上で公開され(<https://www.da.mofa.go.jp/DAS/meta/default>参照)、大変便利になった。同館所蔵の戦犯裁判関係資料については、「平成9年度外交記録公開一般案件概要」(https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryō/shozo/gshir/gshir_14_2.html)も参照。

- 44) BC 級戦犯問題に関わる個人の私文書が公開されている例として、横山勇関係文書（国立国会図書館憲政資料室所蔵）、大槻隆資料（立命館大学国際平和ミュージアム所蔵）、加納辰夫（莞菴）文書（加納美術館所蔵）などがある。このうち、大槻資料については、白木正俊「『大槻隆資料』について」（『立命館平和研究』第17号、2016年3月）に詳しい。
- 45) 前掲、永井『フィリピンBC 級戦犯裁判』213～229頁。
- 46) 『朝日新聞』1961年1月6日付夕刊、『日本経済新聞』1961年1月7日付。

【付記】

本稿は、2018年7月27日、立命館大学国際平和ミュージアムで開催された第9回メディア資料研究会での報告をもとに、新たな知見を加えて成稿したものである。研究会当日、ご助言やご教示を賜った諸先生方に謝意を表したい。なお、本稿は科学研究費補助金「連合国による対日対独戦犯裁判の実態分析」（基盤研究B、研究課題番号15H05159、研究代表者：伊香俊哉・都留文科大学教授）の研究成果の一部である。